

資料 1 - 2 - ②

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

| | | | | | | | |
|---|---|----------|----------|---|----------|--------------|---------------------------------|
| 法人名 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構 | | | 府省名 | 厚生労働省 | | |
| 沿革 | 平成 2. 1 日本労働研究機構 昭和 39. 6 労働省労働研修所→平成 13. 1 厚生労働省労働研修所 | | | →平成 15. 10 独立行政法人労働政策研究・研修機構 →労働大学校を国に移管予定 | | | |
| 中期目標期間 | 第 1 期：平成 1 5 年 1 0 月～平成 1 9 年 3 月（平成 1 8 年度見直し） | | | | | | 第 2 期：平成 1 9 年 4 月～平成 2 4 年 3 月 |
| 役員数及び職員数 (平成 23 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。 | 役員数（うち、監事の人数） | | | 職員の実員数 | | | |
| | 法定数 | 常勤の実員数 | 非常勤の実員数 | 常勤職員 | | 非常勤職員 | |
| | 6 人（2 人） | 4 人（1 人） | 1 人（1 人） | 1 1 8 人 | | 2 6 人 | |
| 年 度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度(要約) | |
| 国からの財政支出額の推移 (単位：百万円) | 一般会計 | 576 | 564 | 538 | 454 | 431 | - |
| | 特別会計 | 2,748 | 2,748 | 2,669 | 2,386 | 2,234 | - |
| | 計 | 3,324 | 3,312 | 3,207 | 2,839 | 2,666 | - |
| | うち運営費交付金 | 3,131 | 3,045 | 2,892 | 2,769 | 2,596 | - |
| | うち施設整備費等補助金 | 193 | 267 | 316 | 70 | 70 | - |
| | うちその他の補助金等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| うち政府出資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | |
| 支出予算額の推移 (単位：百万円) | 3,424 | 3,413 | 3,308 | 2,940 | 2,766 | - | |
| 利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円) | ▲1 | ▲1 | 5 | 18 | - | | |
| 発生要因 見直し内容 | 平成 20 年度まではファイナンス・リースの会計処理により繰越欠損金が生じていたところであるが、徹底した経費削減を行うとともに、平成 21 年度より一般管理費のうち業務の実施と運営費交付金財源との対応関係が明らかである年間業務契約を行っている事業について、運営費交付金の収益化基準を費用進行基準から期間進行基準へ移行したことから、平成 22 年度末では 13 百万円の当期末処分利益が生じ、利益剰余金は 18 百万円となっている。 | | | | | | |
| | 上記の利益剰余金は、独立行政法人通則法に基づき、中期計画期間終了後に全額国庫に返納することとしている。 | | | | | | |
| 運営費交付金債務残高 (単位：百万円) | 299 | 638 | 1,042 | 1,502 | - | | |
| 行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円) | 3,153 | 3,080 | 2,752 | 2,564 | (見込み) | 2,391 | - |
| 見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額 | 業務運営の効率化等により経費の節減を行う。 | | | | | | |

**中期目標の達成状況
(業務運営の効率化に関する事項
等) (平成 22 年度実績)**

1 労働政策に関わる調査研究等の実施

中期目標で示された中長期的な労働政策の課題に対応して実施する「プロジェクト研究」については、第 2 期中期目標において、テーマ数を第 1 期中期目標の 9 テーマから 7 テーマに絞るとともに、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、さらに 6 テーマに絞り込むなど、研究内容を厳選し、重点化して実施している。

毎年度ごとの厚生労働省からの要請に基づき実施する「課題研究」については、厚生労働省の要請に応じて適切に実施するとともに、厚生労働省の政策ニーズに迅速・的確に対応するため、平成 22 年度から、四半期ごとに厚生労働省の調査ニーズを把握し、原則 3 か月以内で結果を出す「緊急調査」を新たに実施しているところ。

また、次年度の研究テーマの決定に当たっては、労使関係者・外部有識者の意見を聴くとともに、機構幹部(理事長等)と厚生労働省幹部(政策統括官等)によるハイレベル会合を経てテーマを決定するなど、厚生労働省の政策担当部局との密接な連携の下、調査研究を実施している。

以上のとおり、労使関係者や厚生労働省などのニーズを踏まえ、機動的な調査研究を実施した結果、その研究成果は、下記のとおり、中期目標・計画における数値目標を大きく上回る評価(平成 22 年度)を受けるとともに、機構が実施した調査研究の成果の活用件数(平成 22 年度)は、審議会・研究会等の行政機関等において 253 件(第 1 期中期目標期間(平成 15 年度～平成 18 年度)における年平均件数は 97 件)、図書・雑誌等において 441 件(同 350 件)に及ぶなど、機構の調査研究の成果は、労働政策の企画・立案に大きく貢献するとともに、国民への労働政策に関する情報提供や労働政策についての政策論議の活性化に寄与している。

・外部評価において A (優秀) 以上の評価を受けた研究成果 : 90.5% 《数値目標 : 2/3 以上》

2 労働行政担当職員研修の実施

機構の調査研究の成果を研修に活かすとともに、厚生労働省や研修生などのニーズを踏まえ、新たな研修コースの設定や研修内容の見直しなどの改善を図りながら、体系的・効果的な研修を実施(79 コース、3,386 名(平成 22 年度))した結果、研修生アンケートにおいて研修を「有意義」とする評価が 98.0% (平成 22 年度)と中期目標・計画における数値目標(85%以上)を大きく上回るなど、労働行政の円滑な推進に資する研修を的確に実施している。

3 業務運営の効率化

中期目標・計画において、一般管理費については平成 23 年度において 15%以上節減(平成 18 年度比)、業務経費については同 25%以上節減(同前)することとされているが、業務の重点化・効率化等の経費節減の取組を推進したことにより、平成 23 年度については、それぞれ△15.0%、△36.7% (ともに平成 18 年度比)となっており、目標を上回る節減を実現(特に業務経費については、目標を 10 ポイント以上上回る大幅な節減を実現)している。

人件費についても、中期計画において、平成 22 年度までに 5%以上(平成 17 年度比)を削減、平成 23 年度までに 14%以上(平成 18 年度比)を削減することとされているが、人員の削減、役職員給与の見直し等による人件費削

| | |
|--|---|
| | <p>減に努めた結果、目標年度において、それぞれ△16.2%、△14.1%（いずれも人事院勧告改定分補正後）となっており、目標を上回る削減を実現している。</p> |
|--|---|

人員についても、部課の統廃合や管理部門の合理化などを行った結果、中期計画を上回る20人の削減（平成18年度134人→平成23年度：114人）を実現している（中期計画における目標：△19人）。

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

| | | | | | | |
|---|---|-------|------|------------|-------|----------|
| 法人名 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構 | | | 府省名 | 厚生労働省 | |
| 事務及び事業名 | 労働政策に係る調査研究等の実施 | | | | | |
| 事務及び事業の概要 | 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査研究等を行うとともに、その成果の普及及び政策の提言を行う。 | | | | | |
| 事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円) | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度(要求) |
| | 支出予算額 | 1,054 | 984 | 893 | 799 | - |
| | 国からの財政支出額 | 970 | 900 | 809 | 715 | - |
| 事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在) | 常勤 | 85人 | 81人 | 77人 | 77人 | - |
| | 非常勤 | 21人 | 21人 | 20人 | 21人 | - |
| 「基本方針」での指摘 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する（平成23年度から実施）。 ・労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務の縮減を図る（平成23年度から実施）。 ・高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る（平成23年度から実施）。 ・例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める（平成23年度から実施）。 | | | | | |
| 事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) | <p>1 労働政策の企画・立案に貢献する調査研究の推進</p> <p>機構が実施する調査研究について、引き続き、<u>他の研究機関との調査研究の重複を排除するとともに</u>、以下の取組を推進することなどにより、<u>労働政策の企画・立案に貢献する調査研究に一層重点化する</u>。</p> <p>『基本方針：労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。』</p> <p>(1) 戦略的かつ効果的な調査研究の推進</p> <p>以下の取組などにより、労働政策の企画・立案に一層貢献する効果的な調査研究を戦略的に推進する。</p> <p>① 新成長戦略（雇用・人材戦略）、雇用政策基本方針等、労働政策に関わる基本方針の実現に資するプロジェクト研究のテーマ設定により、労働政策の企画・立案に係るニーズ等を踏まえた戦略的な調査研究を重点的に実施する。</p> <p>② 研究部門を横断したプロジェクトチームの設置等により、非正規雇用問題等、労働政策全般に関わる政</p> | | | | | |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>策課題についての総合的かつ柔軟な調査研究を実施する。</p> <p>③ 厚生労働省の緊急の政策ニーズに迅速・的確に対応するため、4半期ごとに厚生労働省の調査ニーズを把握し、原則3か月以内で結果を出す「緊急調査」の実施を、次期中期目標に明確に位置づけ、本格実施する。</p> <p>④ 海外主要国や高い経済成長下にあるアジア諸国に関する調査・情報収集を強化するなど、時宜に応じた調査等を実施する。</p> <p>(2) 厚生労働省の政策担当部門との連携の強化 労働政策に係る課題等を踏まえた調査研究を一層推進するため、研究テーマごとに、厚生労働省側の研究担当者を明確化（登録制を新たに導入）し、研究テーマの決定から研究実施過程、報告書の作成、その後の活用時に至るまで、厚生労働省の政策担当部門と十分な意見交換を確保する仕組みを構築する。</p> <p>(3) 外部評価制度の見直しによる調査研究の評価体制の強化 これまで研究成果物について事後評価を行ってきたが、今後は、研究テーマごとに研究内容等について事前・中間・事後の各段階で評価を行う外部評価制度に見直す。</p> <p>2 政策提言・情報発信機能の強化</p> <p>(1) 政策提言機能の強化 毎年度、労働政策を取り巻く現状や機構における調査研究の成果を踏まえ、政策の検討課題・論点を抽出し、政策提言を行う「政策提言レポート」（仮称）を新たに作成し、厚生労働省に提示するとともに、ホームページなどで公表する（1（2）の取組と併せて、機構が果たす研究と政策とのブリッジ機能を強化する。）。</p> <p>(2) 情報発信機能の強化（戦略的な情報発信の実施） 機構の調査研究の成果等を労使関係者をはじめとした国民に幅広く発信し、労働政策に関する政策議論を活性化するため、労働政策フォーラムの活性化や、ホームページ、メルマガ、ニュースレター（BLT）などの多様な媒体を有機的に連携させた積極的な情報発信を推進するとともに、マスメディア等への積極的なPRや分かり易い公表資料の作成等を行うことにより、積極的かつ戦略的な情報発信を実施する。</p> |
| <p>備考〔補足説明〕</p> | <p>労使の利害調整を特色とする労働政策については、ILO条約を踏まえ、公労使三者構成の労働政策審議会における審議を経て企画・立案されており、その基礎となる政策研究は、労使の信頼の下、国から一定の独立性を保ちつつ行われることが不可欠。このため、独立行政法人として国から一定の中立性を保った機構が、その運営全般について、労使関係者の参画を得て、労働政策研究を実施しているところ（※）。</p> <p>※ 各府省とも政策分野ごとに公的な政策研究機関を設置し、体系的・継続的な政策研究を実施させており、また、諸外国においても、労働政策研究を実施する公的機関が存在するのが一般的。</p> <p>労使の信頼の下、中立的な立場から、労働現場の丹念な実態把握とそれに基づく持続的かつ体系的な労働政策研究を実施している主体は他になく、当該業務について、「廃止」、「民営化」、「他法人等への移管・一体的実施」又は「他の事務及び事業との統合」を行った場合には、労働政策の企画・立案に必要な中立的かつ持続的</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>な労働政策研究が適切に実施されなくなり、労働政策の円滑な推進に大きな支障を及ぼすことになる。</p> <p>このため、当該業務については機構が引き続き実施する必要があるが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における「労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。」との指摘等を踏まえ、労働政策の企画・立案に係るニーズ等を踏まえた戦略的な調査研究の重点的な実施や厚生労働省の政策担当部門との連携強化等の有機的な措置を講ずることにより、機構が実施する調査研究を労働政策の企画・立案に貢献する調査研究に一層重点化することとする。</p> <p>また、国民的な課題となっている雇用・労働問題についての適切な情報提供や政策論議の活性化の必要性を踏まえ、「政策提言レポート」（仮称）の新設や、労働政策フォーラムの活性化、ホームページ、メルマガ、ニュースレター（BLT）などの多様な媒体を有機的に連携させた積極的な情報発信等、機構の政策提言機能（研究と政策とのブリッジ機能）や情報発信機能の強化を図るための措置を講ずることとする。</p> <p>なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）、高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金については平成22年度中に廃止済みである。このほか、労働政策研究の効率化や、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等による業務の縮減等の措置を講ずることにより、平成23年度においては、当該事業分野において、△約9千万円（前年度比）の経費の削減を図ったところであるが、今後においても業務運営の効率化等を推進することにより、さらなる経費の節減を図ることとしている（Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案4. 参照）。</p> <p>また、次期中期目標期間中の自己収入拡大の目標を設定し、出版物等の成果物の販売促進等により自己収入の拡大を図ることとしている（Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案5. 参照）。</p> |
| <p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p> | <p>業務運営の効率化等により、さらなる経費の節減を行う。</p> |

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

| | | | | | | |
|--|--|------|------|-------|------|----------|
| 法人名 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構 | | 府省名 | 厚生労働省 | | |
| 事務及び事業名 | 労働行政担当職員に対する研修の実施 | | | | | |
| 事務及び事業の概要 | <p>労働行政担当職員（労働基準監督署、ハローワーク職員等）に対し、業務遂行に必要な研修（一般研修・専門研修、管理監督者研修）を実施する（※）。</p> <p>※ 平成22年度は、79コース、3,386名の職員に研修を実施。</p> | | | | | |
| 事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円) | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度(要求) |
| | 支出予算額 | 49 | 49 | 45 | 44 | - |
| | 国からの財政支出額 | 49 | 49 | 45 | 44 | - |
| 事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在) | 常勤 | 21人 | 21人 | 22人 | 21人 | - |
| | 非常勤 | 2人 | 2人 | 2人 | 3人 | - |
| 「基本方針」での指摘 | <p>・労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する（平成23年度以降実施）。</p> | | | | | |
| 事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) | <p>1 行政ニーズに対応した質の高い研修の実施 <u>中央・地方での研修の役割分担を見直し、労働大学校で実施する研修を重点化するとともに、新たな行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目の設定を推進するなどにより、労働行政の円滑な推進に貢献する研修を実施する。</u></p> <p>2 研修効果を適切に把握するための新たな評価制度の導入 研修効果を適切に把握するため、これまでの研修生による研修終了時の評価に加え、研修終了後一定期間経過後における研修生の上司等による研修効果の評価を新たに導入する。</p> <p>3 労働大学校の国への移管 <u>労働大学校を国に移管する（※）。</u> ※ 労働大学校の国への移管後においても、機構が実施する労働政策に関する調査研究と労働大学校で実施する研修との相乗効果を維持するための取組を推進することとする。 『基本方針：労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。』</p> | | | | | |
| 備考〔補足説明〕 | <p>労働行政の円滑な推進に貢献する労働行政担当職員に対する効果的な研修を実施するため、新たな行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目の設定の推進や新たな研修効果の評価制度の導入等の措置を講ずることとする。</p> <p>また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針について」（平成22年12月7日閣議決定）における「労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。」との指摘等を踏まえ、労働大学校で実施する</p> | | | | | |

| | |
|---------------------------------|---|
| | 研修のさらなる重点化（※）や労働大学校の国への移管等を行うこととする。 ※ 平成23年度において都道府県労働局で実施可能な研修（△111コマ）を移管済。 |
| 行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項） | 業務運営の効率化等により、さらなる経費の節減を行う。 |

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案

法人名 労働政策研究・研修機構

| 見直し項目 | 組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性) | 備考〔補足説明〕 | (参考)基本方針の関連部分 |
|----------------------------|--|---|---|
| 1. 不要資産の国庫返納 | <p>① 一般勤定及び雇用勤定における不要資産(約3億円)については、平成23年度中に国庫納付する。</p> <p>② 労働大学校に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。</p> <p>『基本方針：一般勤定及び雇用勤定における不要資産(約3億円)を国庫納付する(平成23年度中に実施)。労働行政担当職員研修(労働大学校)に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する(平成23年度以降実施)。』</p> | <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「一般勤定及び雇用勤定における不要資産(約3億円)を国庫納付する(平成23年度中に実施)」、「労働行政担当職員研修(労働大学校)に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する(平成23年度以降実施)」との指摘を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。</p> | <p>一般勤定及び雇用勤定における不要資産(約3億円)を国庫納付する。(23年度中に実施)</p> <p>労働行政担当職員研修(労働大学校)に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。(23年度以降実施)</p> <p>○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p> |
| 2. 事務所等の見直し | <p>○ 霞ヶ関事務所については、平成22年度中に廃止した。</p> <p>『基本方針：霞ヶ関事務所を廃止する(平成22年度中に実施)。』</p> | <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「霞ヶ関事務所を廃止する(平成22年度中に実施)」との指摘を踏まえ、所要の措置を講じた。</p> | <p>霞ヶ関事務所を廃止する。(22年度中に実施)</p> <p>○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p> |
| 3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等 | <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行や一者応札・一者応募案件に係る改善等を着実に実施しているところであり、競争性のない随意契約の件数については平成22年度において既に同計画の目標値を達成しているところ。</p> <p>今後においても、随意契約等見直し計画等に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行や一者応札・一者応募案件に係る改善を推進していくこととする。</p> | | <p>○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> |
| ② 契約に係る情報の公開 | <p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、契約の相手方の法人との取引状況等の情報を公開する事案は発生していないが、今後においても、閣議決定や当該事務連絡に則った適切な対応を行っていくこととする。</p> | | <p>○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p> |
| ③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等 | <p>○ 構構に関連法人は存在しない。</p> | | <p>○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p> |
| ④ 調達の見直し | <p>○ 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)に基づく共同調達の対象品目、発注仕様、入札参加資格、事務コスト等についての政府の検討を踏まえつつ、共同調達等の導入可能性を検討する。</p> | | <p>○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p> <p>○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p> <p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p> |

| 見直し項目 | 組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性) | 備考[補足説明] | (参考)基本方針の関連部分 |
|------------------------------|---|---|--|
| 4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化 | ○ 総人件費については、国家公務員における取組を踏まえつつ、引き続き抑制を図るとともに、事務職員のラスパイレース指数については、給与水準の適正化の観点から、引き続き昇給抑制を図ること等により、平成23年度には年齢・地域・学歴勤業指数で概ね100.0とするよう改善を図ることとする。 | 平成22年度の事務職のラスパイレース指数が年齢・地域・学歴勤業指数で102.5となっていることから、引き続き昇給抑制を図ること等により、平成23年度には年齢・地域・学歴勤業指数で概ね100.0とするよう改善を図ることとする。 | ○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。 |
| ② 管理運営の適正化 | ① 事務・事業の見直し(Ⅱ 事務・事業の見直しに係る当初案参照)等に的確に対応するとともに、効率的・効果的な業務運営を図る観点から、管理・研究支援・成果普及部門の体制の見直し等を図る。 ② 一般競争入札のさらなる拡大、業務運営の効率化等により、引き続き一般管理費及び事業費の節減を推進する。 ③ 引き続き経営会議等を通じた理事長のリーダーシップ等による的確な業務運営の確保を図るとともに、内部統制基本方針の作成、理事長直轄のコンプライアンス推進者の設置などにより、内部統制の強化を図る。 | 事務・事業の見直しに的確に対応し、効率的・効果的な業務運営を図る観点から、必要な体制の見直し等を図るとともに、業務運営の効率化等により引き続き一般管理費及び事業費の節減を推進することとする。 また、コンプライアンス確保の重要性に鑑み、内部統制強化のための所要の措置を講ずることとする。 | ○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 ○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。 ○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 ○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。 ○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。 ○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。 |
| 5. 自己収入の拡大 | ○ 次期中期目標期間中の自己収入拡大の目標を設定し、出版物等の成果物の販売促進等により自己収入の拡大を図る。 『基本方針:例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める(平成23年度から実施)。』 | 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)における「例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める(平成23年度から実施)。」との指摘を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。 | ○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。 ○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。 ○出版物の版權、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。 |
| 6. 事業の審査、評価 | ○ 機構に該当する事業はない。 | | ○複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。 ○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。 |
| 7. その他 | | | (注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のものうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。 |

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成23年8月現在)

| 厚生労働省所管(1法人) | | | |
|--------------|------------------|-----------------------|---|
| 整理番号 | 法人名 (注1) | 「勧告の方向性」における主な指摘事項 | 措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) |
| 4 | 労働政策研究・研修機構 (18) | ● 調査研究業務など業務全般の縮小・重点化 | ① 調査研究業務など業務全般の縮小・重点化を図るため、以下の措置等を実施。 ・プロジェクト研究のテーマ数を第1期中期目標の9テーマから6テーマに重点化するとともに、機構が独自に研究テーマを設定する自主研究を廃止。 ・研究者等の招へい・派遣を厳選し、人数を大幅に縮減。 ・雇用職業研究会・国際シンポジウムの廃止等、成果普及事業等を重点化。 |
| | | ● 業務の縮小に伴う人員の縮減、コスト削減 | ① 業務の重点化・効率化等の経費節減の取組を推進したことにより、一般管理費・業務経費については、平成23年度において、平成18年度比でそれぞれ△15.0%、△36.7%となっており、中期目標・中期計画の数値目標を上回る削減を実現している。 また、人員についても、中期計画を上回る20人の削減(平成18年度134人→平成23年度:114人)を実現している(中期計画における目標:△19人)。 |

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。